

スクールバスの運行に代わる燃料費の補助に関する要綱

平成24年4月1日制定

スクールバスの運行に代わる燃料費の補助に関する要綱を次のように制定する。

スクールバスの運行に代わる燃料費の補助に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、スクールバスの運行に代わり、保護者がその子の登下校（授業の出席及びこれに相当すると特に認められる活動の参加のために当該子が在籍する学校に通学することをいう。以下同じ。）の送迎をする場合の当該保護者の燃料費の負担を軽減するために交付する補助金（以下「燃料費補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 燃料費補助金は、その子が次の各号のいずれにも該当する保護者（親権者、未成年後見人その他現に子を監護するものをいう。以下同じ。）に対して交付する。

- (1) へき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱（以下「スクールバス補助要綱」という。）別表第1右欄に掲げる地域に居住していること。
- (2) スクールバス補助要綱別表第1左欄に掲げる学校（以下「学校」という。）に在籍していること。
- (3) スクールバス補助要綱別表第2左欄に掲げる運営委員会によるスクールバスその他のスクールバスの運行（臨時又は不定期に運行されるスクールバスであって、運行日数が出席を要する日の過半数に達しないものを除く。）がなされていないこと。
- (4) 登下校の手段として、保護者、祖父母等が運転する自家用自動車を利用していること（登下校に当たりバス等の公共交通機関と自家用自動車による送迎を併用する場合（以下「バス等を併用する場合」という。）にあっては、申請者の住居から当該公共交通機関の駅又は停留所までの距離、標高差等を考慮して、特に配慮が必要な場合に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯の者でこの要綱に基づく補助金を受けている者がいる場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、申請者の子の出席日数（子が2人以上いる場合であって、同一の日に2人以上の子が出席したときにあっては、いずれか1人が出席したものとみなして算定した日数）、申請者の住居からその子が在籍する学校までの距離（バス等を併用する場合にあっては、申請者の住居から当該公共交通機関の停留所又は駅までの距離）、登下校に利用する自家用自動車の燃料の一般小売価格及び当該車両から想定される燃費を基に計算した額の100分の95を上限とする（100円未満はこれを切り捨てる。）。この場合において、保護者、祖父母等が自身の通勤等のために運転する自家用自動車にその子が同乗している場合であって、保護者、祖父母等が当該通勤等に係る経費、手当その他の通勤等に起因した金銭を受領している場合にあっては、当該申請に係る期間に受領した当該金銭の額を控除する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額が75,000円を超える場合は、75,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定により算定した補助金を交付することとした場合に同一年度内の補助金の額の合計が150,000円を超えることになるときの補助金の額は、150,000円から既に交付した補助金の額を控除した額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式とする。

2 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第3号に規定する主に運転を行う者が申請者である場合又は燃料費補助金以外の補助金の給付の申請その他の学校を経由して京都市に提出した書類において居住地が確認できる場合は第1号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 住民票の写しその他の燃料費補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）及びその子の居住地を証する書類

(2) 子の登下校の送迎に主に使用する自家用自動車の自動車検査証の写し

(3) 主に運転を行う者の運転免許証の写し（本籍地及び免許証番号部分を除く。）

3 燃料費補助金の交付は、申請者の子が在籍する学校の学期ごとに行う。

4 燃料費補助金の申請は、燃料費補助金を受けようとする年度の各学期の最後の出席を要する日の翌日から14日以内（14日以内に当該年度の末日が到来する場合は当該末日まで）に行わなければならない。ただし、転居、転校その他第2条第1

項各号に該当しなくなった場合にあつては、当該事実が発生した日から14日以内に申請するものとする。

(提出先)

第5条 申請者は、前条の申請書及び添付書類を、その子が在籍する学校の校長を経由して提出しなければならない。

2 前項の提出を受けた校長は、当該子の出席日数を記載した書類と併せて提出しなければならない。

(校長への委任)

第6条 申請者は、交付決定を受けた補助金に係る請求及び受領について、校長に委任することができる。

(標準処理期間)

第7条 条例第9条に基づく申請があつた場合は、14日以内に交付決定するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(関係書類の保存)

第8条 補助金に関する書類は、事業が完了した日の次の4月1日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則 (平成24年3月13日決定)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年5月29日決定)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (平成28年3月29日決定)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年12月19日決定)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (令和2年12月9日決定)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (令和5年12月27日決定。令和6年2月15日一部改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年7月22日決定)

この改正は、令和8年9月1日から実施する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

住所 _____

氏名 _____

令和 年度スクールバスの運行に代わる燃料費補助金

交付申請書（ 学期分）

スクールバスの運行に代わる燃料費補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 子の氏名及び生年月日（子が複数いる場合は全ての子について記載）
- 2 在籍学校（子が複数いる場合は全ての子について記載）
- 3 対象学期及び出席日数（子が複数いる場合は全ての子について記載）
____学期 ____日
- 4 自宅から在籍学校までの距離（バス等を併用する場合にあっては、申請者の住居から当該公共交通機関の駅又は停留所までの距離）
自宅から在籍学校（停留所又は駅）まで ____ . ____ k m
- 5 補助金の算定に係る申告事項（該当する項目に☑）
☐ 送迎は通勤時に行うものではありません。
☐ 送迎は通勤時に行うものですが、通勤に起因する金銭（通勤手当等）を受領していません。
☐ 送迎は通勤時に行うものであり、通勤に起因する金銭（通勤手当等）を受領しています。
※この場合は、別途指示する書類を提出してください。
- 6 添付書類
 - (1) 住民票の写しその他の申請者及びその子の居住地を証する書類（必要な場合に限る。）
 - (2) 子の登下校の送迎に主として使用する自家用自動車の自動車検査証の写し
 - (3) 申請者の運転免許証の写し（本籍地及び免許証番号部分を除く。）
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- 7 その他特記事項